

平成28年10月13日

衆議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣
参議院議長 総務大臣 厚生労働大臣 あて

静岡県議会議長 鈴木 洋佑

医師確保対策の充実を求める意見書

病院勤務医の地域的偏在や特定の診療科における医師不足を背景に、地域医療体制は危機的な状況に陥っている。特に、人口当たり医師数が全国平均に比して低い本県では、医師不足と地域偏在が深刻な問題であり、産婦人科、小児科、麻酔科、整形外科などで地域医療に大きな影響が出ている。

本県は、人口に対する医師養成数が全国平均の2分の1と他の都道府県に比して著しく低く、これまでは、他県の医科大学からの派遣により医師が確保されてきたが、医局離れが進み、医師の確保が困難となっている。

さらに、若手医師の大半が専門医資格の取得を目指すなか、医師の質の一層の向上等を目的とした新専門医制度の開始が予定されているが、新制度は大学病院等の大病院を中心とした病院群による研修プログラムに専攻医が集まる可能性が高く、本県の中小病院に深刻な影響を与え、地域間・診療科間の偏在が拡大することが予想される。

よって国においては、医師の地域間・診療科間の偏在を解消するため、下記事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 医師が不足する各都道府県の地域枠の拡大と継続設置及び医学修学研修資金等の地域医療介護総合確保基金による財源確保など、医師確保対策の更なる充実を支援すること。長期的には、医師需給分科会中間取りまとめに示された、実効性のある医師偏在対策について検討を進め、速やかに実施すること。
- 2 新専門医制度の開始に当たっては、日本専門医機構による新専門医プログラムの認定について、地域別、診療科別の需給見通しを踏まえ、地方でも質の高い専門医が活躍できる制度となるよう調整及び支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。